なお、国は、各都道府県においてこれらの人材が鳥獣行政担当職員に適切に配置されるよう技術的助言を行うとともに、都道府県ごとの専門的職員の配置状況について把握し、毎年公表するものとする。

地域でのきめ細かな鳥獣の保護及び管理には、Ⅰ第三―２の実施計画作成が効果的であり、実施及び評価に関する助言・指導等についても行政職員により行われることが基本であるが、さらに、きめ細かな対応を推進するため、以下のような考え方を基本に対応を進めるものとする。

ア　鳥獣保護管理員の鳥獣の保護及び管理に関する知識・技術等の向上による、地域に密着した助言・指導体制の整備

イ　認定鳥獣捕獲等事業者、猟友会等との連携を通じた捕獲従事者の知識、技術等の向上による効果的な個体群管理

ウ　都道府県、市町村等から委託を受けて鳥獣の保護及び管理を行うことができる認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保

科学的・計画的な鳥獣管理の推進に当たっては、都道府県等に対して特定計画などの作成及び実施に関する技術的助言を行う人材、特に効果的な捕獲等に関する技術的助言を行う人材が必要である。

また、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、地域の状況に応じた高度な捕獲技術を有する人材や、認定鳥獣捕獲等事業者のように安全かつ確実に捕獲等を実施できる者が必要である。

さらに、集落単位での効果的な捕獲等の実施に当たっては、地域ぐるみの取組について指導的立場となる人材が必要である。

国は、このような人材の育成・確保を図るため、鳥獣の保護及び管理に関する専門的な知識や技術等を評価し、必要な人材を確保する体制（鳥獣の保護及び管理に関する専門的な人材登録事業の仕組み等）の整備を図るとともに、都道府県や市町村等が鳥獣の保護及び管理に関する事業を行うに当たって、専門的な知識や技術に基づく助言を受けられるよう支援を行うものとする。

さらに、認定鳥獣捕獲等事業者制度を活用し、一定の技能及び知識を持った鳥獣捕獲等事業者の育成・確保を図るものとする。

また、国及び都道府県は、鳥獣の保護及び管理についての教育を行っている大学等の高等教育機関とも連携し、広く鳥獣の保護及び管理に携わる人材の育成・確保に努めるものとする。

２　研修等による人材育成

⑴　国が実施する研修の基本的な考え方

ア　全国的な視点からの鳥獣の保護及び管理に関する制度、全国的な鳥獣の生息状況及び被害状況等を踏まえた鳥獣の保護及び管理についての研修は、関係省庁が連携して取り組むものとする。

イ　受講者は、主として国及び都道府県の鳥獣行政及び農林水産行政担当者等を対象とするが、必要に応じて市町村職員、農林水産業及び狩猟関係者にも幅広く研修の機会を設けることが望ましい。

ウ　さらに、鳥獣捕獲等事業者を対象とした法第18条の２に規定する認定に係る安全管理及び捕獲に関する技能・知識等に関する研修について、必要に応じて支援をするものとする。

⑵　地域的な視点からの研修の基本的な考え方

ア　都道府県においては、当該都道府県での鳥獣の生息、被害や保護及び管理の状況、全国的に見た当該都道府県の鳥獣の生息状況等を踏まえた地域的な視点からの研修について実施を図るものとする。

イ　受講者は、主として当該都道府県及び市町村の鳥獣行政及び農林水産行政担当者等とするが、鳥獣による被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、鳥獣の保護及び管理の視点からの鳥獣被害対策の内容を充実し、農林水産業関係者等に対し幅広く研修の機会を設けることを検討する。

ウ　農林水産業被害対策等の研修において、鳥獣の生態や個体数調整の考え方等の鳥獣の保護及び管理に関する内容を含めることで研修効果の向上を図るとともに、鳥獣の保護及び管理に関する研修においても、鳥獣被害の実態を踏まえた被害防除対策に係る内容を充実することにより研修の効果を高める等、研修等における鳥獣行政部局と農林水産行政部局との連携・協力を図るものとする。

エ　鳥獣の生息状況等から、当該都道府県での実習等が困難な内容については、鳥獣の保護及び管理に関して十分な知見を有する地域において研修を受講する等、他の都道府県や民間団体、認定鳥獣捕獲等事業者等とも連携し、経験や事例の有無を相互に補完するように努めるものとする。

⑶　研修内容及びその普及の基本的な考え方

ア　研修においては、鳥獣の保護及び管理の基本的な考え方である順応的管理並びにこれを支えるモニタリング及びフィードバックについて、また、鳥獣保護管理事業の柱である①個体群管理、②生息環境管理、③被害防除対策の考え方について理解を図るものとする。

イ　全国的な特定計画の進捗状況に合わせて、計画の作成、モニタリング及びフィードバック、計画評価等に関する内容や、鳥獣の保護及び管理に関する最新の知見、先進的な実施状況等を研修内容に含めるとともに、地域的な鳥獣の生息状況の変化に合わせた研修の実施を図るものとする。また、内容を評価し、適切な見直しに努めるものとする。

ウ　研修で得た知識や技術について所属する組織等で共有を図るとともに、インターネット等の適切な媒体を活用することにより関係する市町村等との情報の共有化及び提供に努めるものとする。

３　認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用

鳥獣の管理を推進するに当たっては、鳥獣の捕獲等を適切かつ効果的に実施することができる認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保が必要である。認定鳥獣捕獲等事業者については、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者として鳥獣の捕獲等に携わることに加え、将来的には鳥獣の生息状況の調査や計画策定、モニタリング及び評価等にも関与する等、地域の鳥獣の管理の担い手となることが期待される。

都道府県は、法人が実施する鳥獣の捕獲等の事業のうち、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事者の技能・知識が一定の基準に適合しているものについて、適切かつ効果的な鳥獣の捕獲等をする事業であるとして認定するものとし、また、認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保に努めるものとする。

国は、鳥獣捕獲等事業及びその認定の実施者である都道府県等を支援する観点から、認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保、技能の向上等の支援に努めるものとする。なお、認定鳥獣捕獲等事業者の認定に係る基準については、制度の運用状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

第五　鳥獣保護区の指定及び管理

１　鳥獣保護区の適切な指定及び管理

鳥獣保護区の指定及び管理に当たっては、以下の点に留意しつつ、必要に応じて年度別の整備計画及び管理のための計画を作成するとともに、鳥獣の生息状況等の調査、巡視等を実施し、各地域の特性に応じた鳥獣の保護及び管理に努めるものとする。

⑴　鳥獣保護区の指定及び管理の考え方

国は、国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について、国際的・全国的な鳥獣の保護の観点から、鳥獣の繁殖地や重要な渡り鳥の渡来地の情報の収集と分析を行い、その結果に基づいて必要があると認められる場合には、計画的に指定を行うこととする。また、鳥獣の保護のモデルとなるような適切な鳥獣保護区の管理を進めていくこととする。具体的には、Ⅲ第二